主文

Aに対する殺人及び窃盗被告事件は、昭和五一年一〇月五日被告人がした控訴取下の申立により、終了したものである。

理由

本件控訴取下の申立に関する弁護人の主張は、弁護人井本良光提出の昭和五一年 一〇月九日付上申書に記載されたとおりであるから、これを引用する。

一 所論にかんがみ、一件記録に当裁判所における事実の取調べの結果を併せて 検討してみると、本件控訴取下の経緯は次のとおりである。

い込み、一刻も早くこの世から去りたいと願つたものであると考えられる。 二 ところで、前記鑑定人作成の昭和五一年一一月二五日付鑑定書及び当裁判所 が同鑑定人を審尋した結果によると、同鑑定人の見解では、被告人は、昭和四九年 八月二八日本件犯行を行つた時点ではパラノイアに羅患していて、殺害後自己の服 装を整えて逃走するためにした窃盗行為は別として、各殺人行為は妄想に動機づけ られて実行したもので、当時事理弁識能力を欠如しており、前記鑑定の時点、すな わち、前記控訴取下の申立の時点においても、依然としてパラノイアの状態にあ り、妄想は犯行当時よりも一層体系化しているというのである。

よつて、主文のとおり決定をする。

(裁判長裁判官 寺尾正二 裁判官 山本卓 裁判官 田尾健二郎)